

平成27年2月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、60歳から厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)、65歳から厚年法第42条の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)及び国民年金法(以下「国年法」という。)の規定による老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」といい、老齢厚生年金と併せて「老齢給付」という。)の支給を求めるといふことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)附則第2条第1項の規定による後納保険料として、平成○年○月分から同○年○月分までの国民年金保険料を納付し、同日、厚生労働大臣に対し、特老厚年金及び老齢給付の裁定を求めて、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」を提出した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成○年○月(注:請求人は68歳)とする老齢給付を支給する旨の決定(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 請求人が、60歳から特老厚年金及び65歳から老齢給付の支給を受けるためには、それぞれの年齢に到達した時点で、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年(300月)以上あることが求められる(国年法第5条第2項及び第3項、第26条、同法附則第9条第1項並びに厚年法第3条第1項、第42条、同法附則第8条及び同第14条第1項)。
- 2 国年法第5条第2項の規定により、同法第7条第1項第2号に規定する被用者年金各法の被保険者(第2号被保険者)期間は、保険料納付済期間とされ、また、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第8条第2項の規定により、昭和36年4月1日から同61年3月31日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(20歳に達した月前の期間及び60歳に達した月以後の期間を除く。)は、保険料納付済期間とみなされる。
- 3 後記第4の1のとおり、請求人は、保険料免除期間及び合算対象期間を有すると認め得る資料はなく、60歳到達時における請求人の保険料納付済期間は300月に不足しており、それが300月となったのは平成○年○月であったとして、保険者は特老厚年金の受給権取得を認めず、老齢給付の受給権取得年月を平成○年○月とする原処分をし、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、法令に照らし、後記認定の具体的事実関係の下において、請求人の主張を理由があるものと認めることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実が認められる。
(1)~(3) (略)
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
(1) 国年法第7条第1項は、日本国内

に在住する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者（被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者）及び第3号被保険者（第2号被保険者の配偶者であって、第2号被保険者の収入により生計を維持するもの）に該当しない者を第1号被保険者と規定している。

60年改正法による改正前の国年法（昭和36年4月1日から同61年3月31日まで施行された。）第7条も、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、被用者年金各法の被保険者又は組合員、その他一定条件に該当する者を除いて、国年被保険者とすると規定していた。

したがって、請求人が、60歳に到達するまでの間、上記1の(1)エ及びオの期間について、厚年被保険者あるいは他の被用者年金各法の被保険者であったとする資料はなく、その間は海外に在住したとする資料もないから、国年被保険者であったと認定すべきところ、これらの期間について国年保険料の納付はなく、また、カの期間については、平成〇年〇月〇日に11か月分（平成〇年〇月分から同〇年〇月分まで）の保険料が納付されたほかは国年保険料の納付はない。この11か月分の保険料納付は60歳以降に後納保険料として納付したものであるから、実際の60歳到達時点においては、上記エないしカの179月の期間については国年未加入あるいは国年保険料未納期間でしかなかったことになる（以下、60歳到達前のエないしカの期間を「179月の未加入・未納期間」という。）。

(2) 請求人は、① 平成〇年ころ（注：当時請求人は53歳）年金相談を受けたところ、厚年被保険者期間が130月であることのみを示され、その他の納付済期間は確認されなかったとする説明を受け、60歳から得る年金受給資格の取得を失われた、② 11か

月の不足分も、統合ミス、記録誤り等により、それ以前に納入する機会があったにもかかわらず納入の機会を失われた等と述べ、したがって、60歳からの年金受給資格はあるはずである旨主張する。

しかしながら、上記(1)のとおり、請求人は、実際の60歳到達時点においては、179月の未加入・未納期間があり、仮に、この期間の国年保険料が納付または免除とされていたとすれば、130月の厚年期間（上記アないしウの期間）と併せて309月となり、159月の国年納付期間がなくても、60歳到達時において、特老厚年金の受給権は発生していたことになる。

(3) ところで、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第11条は、昭和30年4月1日以前生まれの、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者が老齢基礎年金の受給権を有しない場合、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる旨規定しているところ、平成〇年〇月に、判明した159月の国年納付期間が請求人の年金記録に統合され、受給権発生のために11か月が不足することが明らかとなったとき、〇〇年金事務所の担当者が任意加入の方法がある旨請求人に教示しているのは、この法令を根拠にするものであったと思考され、仮に請求人がそれに従い平成〇年〇月時点において、国民年金に任意加入して、任意加入被保険者として、11か月分を納付していたとすれば、平成〇年〇月よりも早い時期に老齢給付の受給権を取得することができたということができ

る。

3 以上のことを総合して見ると、159月の国年納付期間が、60歳到達時までには統合されていなかったことの問題は重かつ大であるが、60歳到達時に特老厚年金の受給権が発生しなかったのは、179月の未加入・未納期間があったか

らでもあったのであるから、必ずしも、保険者にのみ責めがあったということとはできない。

請求人が11か月分の国年保険料を後納保険料として納付し、老齢給付（特老厚年金を含む）の裁定請求をしたのは、平成〇年〇月〇日であるから、受給権の発生年月が同月となるのは当然であり、60歳時において受給資格があるとする請求人の主張を採用することはできない。したがって、原処分は、適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

なお、請求人は、平成〇年から同〇年においてa社に勤務したとして、その期間が厚年被保険者期間と記録されていないことに不服を述べているが、厚年法第92条第1項の規定により、当該期間に係る厚年保険料を徴収する権利は既に時効により消滅しているところ、同法第75条によれば、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされているから、その不服申立については、由なきものといわざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。